

◇ 社外の者へのストックオプション付与

Q : 社外の者に対してストックオプションを付与した場合における権利行使時の課税関係はどうなるのでしょうか。

A : 子会社役員等については給与所得、コンサルタント等については雑所得になるようです。

【解説】

昨年の商法改正では、従来、自社の役員・使用人に限定されていたストックオプションの付与対象者に関する制限が撤廃されました。これにより、子会社の役員・使用人や、経営コンサルタントや弁護士等、社外の者に対してもストックオプションを付与することが可能になりました。そこで、これらの者がストックオプションの権利を行使した場合の課税関係についてが問題になります。

まず、子会社の役員・使用人が税制非適格となるストックオプションを行使した場合には、雇用契約に準ずる関係を認め、給与所得となります。

一方、経営コンサルタントや弁護士等に付与されたストックオプションの権利行使時の所得については、コンサルタントや弁護士等と会社との間では顧問契約あるいは委任契約が締結されるのが一般的で、雇用関係に準ずる関係は認められないことから、雑所得に区分されるようです。

ちなみに、子会社の役員・使用人のストックオプションの権利行使時の所得については、税制上の要件を満たせば税制適格となり権利行使時の課税が繰り延べられます。

